

第3号様式（第6条関係）

品川区立図書館雑誌スポンサー制度覚書

品川区教育委員会事務局教育次長（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、利用者閲覧用雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から以下の雑誌（以下「提供雑誌」という。）の提供を受けるものとする。

雑誌名	
提供期間	年 月 日から 年 3月末日発行分まで

- 2 甲が提供を受けた雑誌は、品川区に帰属する。
- 3 振込手数料その他の購入に伴う諸費用は、乙の負担とする。
- 4 定価の変動等により過不足が生じた場合は、取扱い事業者(書店)の請求に基づいて乙が負担する。
- 5 提供雑誌が休刊し、または廃刊した場合は、図書館と乙で協議の上、別の雑誌に振り返ることができる。

（期間）

第2条 雑誌スポンサーの期間は、甲が承認の決定をした日(その日が月の初日であるときはその日の属する月の1日)の翌月から当該年度の末日までとする。ただし、当該年度の末日の2か月前までに甲または乙のいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（広告の変更）

第3条 広告の内容は、甲と乙とが協議の上、雑誌スポンサー期間中4回まで変更することができる。

（広告掲出の方法）

第4条 甲は、提供雑誌の最新号に閲覧用カバーを掛け、カバー裏面に乙の作成した広告を掲載するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、提供雑誌の閲覧用カバー表面（縦5センチメートル×横15センチメートル以内）および図書館の雑誌コーナーの書架に雑誌スポンサー名称を表示することができる。

(広告表示の責務)

第5条 乙は、表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことおよび広告の内容等に関する全ての権利処理等が完了していることを甲に対して保障するものとする。

3 第三者から広告に関連した苦情の申立てまたは損害賠償等の請求等がなされた場合は、乙の責任および負担において解決するものとする。

4 乙は、広告表示の決定を受けた権利を他人に譲渡し、または転貸してはならないものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第6条 甲は、乙がつぎの各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、雑誌スポンサーの承認を得たと認められるとき。

(2) 本覚書の内容について、乙が遵守していないことが判明し、図書館が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。

2 甲は、提供雑誌に表示された広告の内容がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該広告の表示を取り消すことができる。

(1) 広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。

(2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(協議)

第7条 本覚書に定めのないものおよび疑義が生じた事項については、甲および乙の協議により定めるものとする。甲と乙は、本覚書を2通作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保有するものとする。

年 月 日  
品川区 品川区広町2丁目1番36号  
品川区教育委員会事務局教育次長 印

雑誌スポンサー 住所  
名称  
役職  
代表者 印